

■貸付自粛制度の本人確認書類としてご利用いただける書類

※下記の本人確認書類のうち、顔写真付き、氏名・住所・生年月日の記載のあるものは、1点のみで確認可能です。それ以外は2種類必要になります。

(1) 本人依頼（郵送の場合⑨⑩を除いてコピー・来協の場合は全て原本）

- ①運転免許証
- ②マイナンバーカード（個人番号カード）
- ③各種健康保険証
- ④パスポート（旅券）
- ⑤年金手帳
- ⑥各種福祉手帳
- ⑦在留カード
- ⑧住民基本台帳カード（氏名・住居・生年月日の記載があるもの）
- ⑨印鑑登録証明書（発行日より6か月以内に限り）（原本）
- ⑩その他、官公庁から発行または発給された書類で、氏名・住居・生年月日の記載があるもの（発行日より6か月以内に限り）（原本）

(2) 本人以外の方

i) 法定代理人等

上記本人依頼の確認書類に加え、登録対象者との関係が証明できる書類
(関係が証明できる書類は6ヶ月以内に発行された原本とします)

- ・未成年者の親権者である場合には、戸籍全部事項証明書又は本人と親権者が記載された戸籍個人事項証明書
- ・前号の場合を除き、法定代理人等であることを証する、家庭裁判所の発行する審判書の謄本又は後見登記ファイルの登記事項証明書

ii) 自粛対象者の配偶者又は二親等内の親族の場合

上記本人依頼の確認書類に加え、登録対象者との関係が証明できる書類
(関係が証明できる書類は6ヶ月以内に発行された原本とします)

- ・戸籍全部事項証明書
- ・家庭裁判所の発行する審判書謄本その他これらに類する公的証明書

iii) 自粛対象者の三親等内の親族及び同居の親族

上記本人依頼の確認書類に加え、登録対象者との関係が証明できる書類
(関係が証明できる書類は6ヶ月以内に発行された原本とします)

- ・戸籍全部事項証明書、住民票記載事項証明書
- ・家庭裁判所の発行する審判書謄本その他これらに類する公的証明書